

## 尾道市立因北中学校第3学年 社会科学習指導案 単元名：人間の尊重と日本国憲法の基本原則 ～自由権～

尾道市立因北中学校

日時・場所 平成25年10月30日(水) 第5校時 3A教室

学年・学級 3学年A組(31名 男子17名 女子14名)

### 単元観

本単元は、中学校学習指導要領社会2(3)ア「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」をもとに設定したものであり、特に「自由権」について扱うものである。中学校学習指導要領解説社会編では、この単元について、「民主的な見方や考え方の基礎が養えるように、人間の尊重についての考え方を、民主社会においてすべての人間に保障されるべき価値を内容としてもつ基本的人権を中心として深めさせる」と述べられている。

また、中学校学習指導要領社会は、公民的分野の学習の目標として、「現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」と示している。

本単元で取り扱う基本的人権とりわけ自由権は、ひとつの社会的事象に対して利害関係をもつ様々な立場の人たちの権利が対立することから、その権利を制限するか否かは、それぞれのもつ権利や社会全体の利益を比較衡量して判断しなくてはならない性質のものである。それ故、学習にあたっては、自由権にかかわる社会的事象について資料を根拠として様々な立場から検討させることで、多面的・多角的に考察し、公正に判断するとともに、その過程や結果を適切に表現する能力と態度を育てることができると考え、本単元を設定した。

### 生徒観

本学級の生徒は、公民的分野の学習に入って、社会科の授業に意欲や関心を向ける生徒が増加した。しかし、公民的分野の学習に不可欠な、根拠をもとに自分の考えを表現したり判断したりすることが苦手な生徒も少なくない。また、さまざまな見方や考え方をふまえ、多面的・多角的に考察し、公正に判断を行っていく力が不十分な生徒が多い。そのために、公民的分野の学習において、個人や集団の思考が深まらない現状が見られる。

このことは、各種調査結果に表れている。当該学年が受検をした基礎・基本定着状況調査(平成24年6月)の質問紙調査「ものごとを解決したり決めたりするとき、なぜそうなるのか理由を考えています」の肯定的回答率は44.3%、「なぜ、そうなるのか、理由をつけて話しています」の肯定的回答率は52.4%であった。また、本校独自で実施したアンケート調査(平成25年7月)の質問「あなたは、意見を述べる場面では、理由をつけて説明するよう心がけている」の肯定的回答率は47.4%と、基礎・基本定着状況調査の同種の質問に対する調査結果と同様の結果になっている。また、先に述べた基礎・基本定着状況調査の質問紙調査「自分の考えと他の人の考えを比較しながら聞いています」の肯定的回答率は49.1%であった。

これらのことから、本校該当学年の生徒は、根拠にもとづいた考察や表現を行う力や、様々な見方や考え方をふまえた多面的・多角的な考察を行う力が身につけていない傾向にあることが分かる。

## 指 導 観

指導にあたっては、まず、新聞記事などの文献資料を活用し、適切な情報を選択して正しく読み取らせることを通して、「精神の自由」「身体の自由」「経済活動の自由」にかかわる社会生活上の課題を発見させ、それぞれの権利の概念を確実に理解させる。次に、「〈憲法が保障する人権は侵すことのできない永久の権利（憲法 11 条）〉であるはずなのに、権利の濫用が禁止されている理由を説明しよう」という課題を設定し、身近な例を数例用いて、自由権を行使する者と、行使された自由権によって自由が侵害された者の、ふたつの立場に分かれて、権利行使の限界について多面的に検討をさせる。さらに、「A氏は立ち退きをするべきだろうか」という課題を設定し、社会資本の建設にかかわる様々な立場に分かれて、対立する個人の利益と社会全体の利益をどのように調整するか、討論活動の場で検討をさせることを通して、「公共の福祉」については、何が社会全体の利益に該当するのか、さまざまな立場から多面的・多角的に考察した上で、判断していく必要があるものであることを、確実に理解させる。

なお、本時の授業においては、生徒の能力について、次の三つの場合を想定する。

- A. 「公共の福祉」が「社会全体の利益」を理由に個人の権利を制限する概念であることを説明した上で、何が「公共の福祉」に該当するかは、さまざまな立場から考察していく必要があることについても言及することができている。
- B. 「公共の福祉」が「社会全体の利益」を理由に個人の権利を制限する概念であることについて説明することができているが、何が「公共の福祉」に該当するかは、さまざまな立場から考察していく必要があることについては言及できていない。
- C. 「公共の福祉」とはどのようなものか、説明することができていない。

B評価以下の生徒については、A評価にいたらない原因として、討論活動の場で、学習課題に対してさまざまな立場から考察することができないことが、その原因として考えられる。まず、討論活動を行うにあたっては、その前提として、自分の主張を明確にしておくことが必要となる。自分の主張を明確にするために、主張とその背景にある根拠を結びつけ、自らの論理構造を整理するために考案されたツールミンモデルの考え方を応用したワークシートを準備する。次に、さまざまな立場からの考察をうながすために、討論活動をする中で得られた対立する意見を記述し、自らの思考過程を振り返ることができるようなワークシートの工夫を行う。さらに、根拠となる資料は、グラフ等データ資料を分析する力のとぼしい生徒が多数いることを想定して、すべて文章資料とする。（但し、これらのワークシートや文章資料は、特定の生徒だけではなく全員に同様に使用する）。

## 単元の目標・単元の評価規準

- 民主的な見方や考え方の基礎が養えるように、人間の尊重についての考え方を、民主社会においてすべての人間に保障されるべき価値を内容としてもつ基本的人権を中心として深める。
- 日本国憲法が保障する自由権（精神の自由、身体の自由、経済活動の自由）について、身近な事例を通して、その意義や、実際の世の中での保障のあり方を理解する。
- 「侵すことのできない永久の権利」として規定される基本的人権であるはずの自由権が、一定の制限を受けることについて理解する。

ア 社会的事象への意欲・関心・態度	イ 社会的な思考・判断・表現	ウ 資料活用の技能	エ 社会的事象についての知識・理解
①身のまわりにある基本的人権（自由権）にかかわる諸問題を人権尊重の視点から取り上げて、意欲的に調べようとしている。	①基本的人権（自由権）が一定の制限を受けることについて、日本国憲法やさまざまな資料にもとづいて多面的・多角的に考察し、考察の過程や結果を、根拠をふまえて適切に表現している。	①新聞記事などから、基本的人権（自由権）にかかわる課題を発見するとともに、日本国憲法の条文や、さまざまな資料の中から、適切な情報を選択し、正しく読み取ることができている。	①精神の自由の具体的な内容と、精神の自由が民主政治には不可欠であることを理解している。 ②身体の自由の具体的な内容を、自分の生活と結びつけて理解している。 ③経済活動の自由の具体的な内容を理解している。 ④なぜ権利の濫用が禁止されているのかについて理解している。 ⑤公共の福祉とは、何が社会全体の利益に該当するのか、さまざまな立場から多面的・多角的に考察した上で判断していく必要があるものであることを理解している。

## 指導と評価の計画

次	学習内容 (時数)	評価					
		関	思	技	知	評価規準	評価方法
1	「精神の自由」(1) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 「精神の自由」は、私たちにどのような自由を保障しているのか説明できる。 </div>	○		○	○	・精神の自由に関わる諸問題を人権尊重の視点から取り上げて、意欲的に調べようとしている。 ・新聞記事などから、精神の自由にかかわる課題を発見するとともに、日本国憲法の条文や、さまざまな資料の中から、適切な情報を選択し、正しく読み取ることができている。 ・精神の自由の具体的な内容と、精神の自由が民主政治には不可欠であることを理解している。	行動観察 ワークシート
2	「身体の自由」(1) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 「身体の自由」は、私たちにどのような自由を保障しているのか説明できる。 </div>	○		○	○	・身体の自由に関わる諸問題を人権尊重の視点から取り上げて、意欲的に調べようとしている。 ・新聞記事などから、身体の自由にかかわる課題を発見するとともに、日本国憲法の条文や、さまざまな資料の中から、適切な情報を選択し、正しく読み取ることができている。 ・身体の自由の具体的な内容を、自分の生活と結びつけて理解している。	行動観察 ワークシート

3	<p>「経済活動の自由」 (1)</p> <p>「経済活動の自由」は、私たちにどのような自由を保障しているのか説明できる。</p>			<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済活動の自由に関わる諸問題を人権尊重の視点から取り上げて、意欲的に調べようとしている。</li> <li>・新聞記事などから、経済活動の自由にかかわる課題を発見するとともに、日本国憲法の条文や、さまざまな資料の中から、適切な情報を選択し、正しく読み取ることができている。</li> <li>・経済活動の自由の具体的な内容を理解している。</li> </ul>	<p>行動観察 ワークシート</p>
4	<p>権利の濫用の禁止と公共の福祉 (2)</p> <p>憲法が保障する人権は侵すことのできない権利(憲法 11 条) であるはずなのに、権利の濫用が禁止されている理由を説明できる。</p> <p>公共の福祉とは何か説明できる <b>(本時) 2 / 2</b></p>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「なぜ権利の濫用が禁止されているか」「Aさんは立ち退きをするべきなのだろうか」のテーマについて、日本国憲法やさまざまな資料にもとづいて多面的・多角的に考察し、考察の過程や結果を、根拠をふまえて適切に表現している。</li> <li>○ 「なぜ権利の濫用が禁止されているのか」について理解している。</li> <li>○ 「公共の福祉とは、何が社会全体の利益に該当するのか、さまざまな立場から多面的・多角的に考察した上で判断していく必要があるものであることを理解理解している。</li> </ul>	<p>行動観察 ワークシート</p>

## 本時の学習

### (1) 本時の目標

「公共の福祉」とは、何が社会全体の利益に該当するのか、さまざまな立場から多面的・多角的に考察をした上で判断していく必要があるものであることを、説明することができる。

### (2) 本時の学習展開（※は、「わかる授業」のための工夫）

学習活動	指導上の留意点	評価規準	評価方法
○前時の想起 ←	（※既習事項の再認）		
言論の自由・・・他人を誹謗中傷する言論は権利として認められる 集会の自由・・・深夜の3時に公園で行われるカラオケ集会を開くことは権利として認められる 結社の自由・・・暴走行為を行う目的で暴走族を結成することは権利として認められる			
（※視覚支援の工夫） →	・テレビ画面上にフラッシュカード状に投影し、挙手で判断を求める。		
○次の文中（ ）を考えさせる			
仏人権宣言「自由とは、（ ）を与えない限り、何ごとでもできる、という意味である」			
	・自由権は、永久に侵すことのできない権利であるが、濫用は禁止されていることを確認する。		
○本時のめあての確認			
「公共の福祉」とは何か、説明することができる。			
○学習課題を提示する。	「Aさんは、立ち退きをするべきなのだろうか」		
○学習課題の前提条件を提示する。	・テレビ画面に投影する。		
○立場分けをする	・班内でくじで決める。 ・5人班の場合は立場6を除外する。 ・立場が書いてある紙に、根拠となる立場ごとの文章資料を載せておく（個への手だて）。		
立場1：Aさん 立場2：建設を推進する国 立場3：尾道の高校に通う生徒 立場4：尾道と因島を結ぶバスの経営者 立場5：地域住民Bさん 立場6：地域住民Cさん			
○与えられた立場から、Aさんは立ち退きをするべきかどうか、個人で考える。（個人思考）	自己存在感を与える 一人一立場を役割として与えることで、生き生きと真剣に思考させることができる ・ワークシートを活用させる（個への手だて）。		

<p>○班で討論活動を行う。(集団思考)</p> <p>「Aさんは、立ち退くべきかどうか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 討論を行い、</li> <li>・ 自分の考えを書け」</li> </ul> <p>(※ソーシャルスキルの可視化)</p> <p>・ 学習課題、討論の方法、ワークシートの使い方をテレビ画面に映す。</p> <p>・ ワークシートを活用させる (個への手だて)。</p> <p>・ 次の内容をおさえる。</p>	<p>・ 根拠となる文章資料を踏まえさせる。</p> <p>・ 班にメジャーを置き、操作をさせながら討論させる。</p>	<p>(※操作活動)</p> <p>・ 「Aさんは立ち退きをするべきなのだろうか」について、さまざまな立場から記述された文章資料にもとづいて多面的・多角的に考察し、考察の過程や結果を根拠をふまえて適切に表現している。</p>	<p>行動観察 ワークシート</p>
<p>○個人の考えを発表する。</p> <p>発表内容・・・</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①結論</li> <li>②理由</li> <li>③対立意見が出た場合の理由</li> </ol> <p>○振り返り</p> <p>「公共の福祉」とは何か説明せよ。</p>	<p>(※キーワード)</p> <p>様々な立場の人たちの利益を、Aさんの権利よりも優先すべきと判断した場合 → 「<b>公共の福祉</b>」= <b>社会全体の利益 (みんなの幸せ)</b> の考え方によって個人の自由権を制限することができる。</p> <p>Aさんの権利を、さまざまな立場の人たちの利益よりも優先すべきと判断した場合 → 「<b>公共の福祉</b>」の考え方によっても、個人の自由権を制限することはできない。</p> <p>「<b>公共の福祉</b>」によって個人の自由権を制限する場合、何が<b>社会全体の利益</b>に該当するのか、さまざまな立場から判断をしていく必要があるものであることを説明する。</p>		
<p>A. 「公共の福祉」が「社会全体の利益」を理由に個人の権利を制限する概念であることを説明した上で、何が「公共の福祉」に該当するかは、さまざまな立場から考察していく必要があることについて言及することができる。</p> <p>B. 「公共の福祉」が「社会全体の利益」を理由に個人の権利を制限する概念であることについて説明することができるが、何が「公共の福祉」に該当するかは、さまざまな立場から考察していく必要があることについては言及できていない。</p>	<p>・ 文章に書かせる。</p>	<p>・ 公共の福祉とは、何が社会全体の利益に該当するのか、さまざまな立場から多面的・多角的に考察した上で判断していく必要があることを理解している。</p>	<p>ワークシート (記述内容)</p>

共感的人間関係を育成する

異なる見方や考え方にふれさせることで、さまざまな立場からの意見を尊重しようとする姿勢を育成する。

自己決定の場を与える

さまざまな立場からの異なる意見や討論の結果をふまえた上で自分の考えを判断させる。

## 評価問題

### 1. 次の文章を読み、以下の問題に答えなさい。

Aさんは、自分の土地に高層マンションを建設した。これに対して、周囲の住民から反対運動が起こり、高層マンションの撤去が要求された。この問題に関するAさんと、周辺住民の主張は次のとおりである。

2階建ての住宅が建ち並ぶ住宅地に、高層マンションが建設されて、町全体が日陰になっている様子を表した図

- ①この問題に対するAさんの主張を書きなさい。その際、次の日本国憲法第29条の条文を参考にしなさい。
- ②この問題に対する周辺住民の主張を書きなさい。その際、次の日本国憲法第25条の条文と、上の図を参考にしなさい。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ③あなたは、Aさんの権利と、周辺住民の権利のどちらを優先するべきか、理由を説明し、答えなさい。その際、「公共の福祉」という言葉を必ず用いて、説明しなさい。

【板書計画（修正後）】

No〇 P〇 めあて：「公共の福祉」とは何か，説明することができる。

Aさんは立ち退くべきである。

Aさんは立ち退く必要なし

理由

理由

↑  
様々な立場の人たちの利益を，Aさんの権利よりも優先すべきと判断した

↑  
Aさんの権利を，さまざまな立場の人たちの利益よりも優先すべきと判断した

↓  
社会全体の利益（みんなの幸せ）  
を優先することで，個人の人権を制限することができる

キーワード

公共の福祉

← 個人の人権を制限する以上，何が社会全体の利益につながるのか，さまざまな立場から判断していく必要がある